

現在、児童手当もしくは特例給付を甲府市から受け取っている

はい

いいえ

監護養育している  
子どもが3人以上いる

監護養育している  
高校生年齢以下の  
子どもがいる

はい

いいえ

大学生年齢の  
子どもがいる

④へ

はい

いいえ

父母のうち  
所得が高い方は  
公務員である

④へ

はい

いいえ

①へ

②へ

はい

いいえ

父母のうち  
所得が高い方は  
公務員である

④へ

はい

いいえ

①へ

③へ

① 公務員の方の児童手当は、勤務先から支給されます。  
手続きについて勤務先へ確認してください。

② 「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。  
※内容に疑義が生じた場合には、証明書類の提出を求められることがあります。

③ 「児童手当新規認定請求書」の提出が必要です。  
〈添付書類〉  
振込先がわかるものの写し・請求者の健康保険証の写し  
※大学生相当のお子様を養育しており、お子様が3名以上いる場合は、②の書類も提出してください。

④ 手続きは必要ありません。

※新規認定請求書を提出する方は、父母のうち所得が高い方が申請してください。  
※離婚を考えている方やDVを受けている方はご相談ください。

父母と子が別世帯で、父母が甲府市にいない場合  
⇒父母の住民票の住所地にある市区町村窓口へ申請してください。  
父母と子が別世帯で、父母が甲府市にいる場合  
⇒必要書類をご自身でダウンロードして提出してください。